



2026 年 7 月 27 日（月）
建設キャリアアップシステム事業本部

2026 年 8 月以降における健康保険証の取り扱いについて

平素より、建設キャリアアップシステム事業につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2026 年 8 月以降、健康保険証は証明書類としてご使用いただけなくなる予定です。今後は「医療保険の資格情報（マイナポータルで出力可）」または「健康保険資格確認書」等をご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、健康保険証による医療機関の受診に関する暫定措置が延長された場合には、これに準じて建設キャリアアップシステムにおきましても、引き続き健康保険証を証明書類として認める予定です。その際は、改めてホームページにてお知らせいたします。

以上